

男女の賃金の差異  
(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)

全労働者	正規職員	パート職員
92.6%	93.4%	130.8%

公表日：2023年6月30日

対象期間：2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）  
賃金：基本給など源泉徴収簿に記載される総支給額（退職金は含まれない）

差異についての説明

【正規職員】

男女間に6.6%の差異が生じている理由は、生計維持者に支給される扶養手当や住宅手当の申請が男性から為されていることが多いため。

【パート職員】

パート職員には上記申請対象外（扶養手当、住居手当）で、かつ男性パート職員は送迎業務等、短時間勤務者が多いため。